

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）

「たばこ規制枠組条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究」班

分担研究報告書

受動喫煙防止の法規制の強化に関する研究

研究分担者 大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所 教授

研究協力者 姜 英 産業医科大学 産業生態科学研究所 助教

研究要旨：平成 28(2016)年 11 月の閣議決定「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にもとづき、受動喫煙防止対策強化検討チームが結成された。平成 30(2018)年 3 月 9 日、厚生労働省より「健康増進法の一部を改正する法律案」が閣議決定され健康増進法の一部を改正し、屋内を原則禁煙とする法律案が検討されている。また、東京都は平成 30(2018)年 4 月 1 日より「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を施行したことに続き、飲食店等の受動喫煙防止対策を強化する条例についても具体的な検討を行っている。

本研究では、受動喫煙防止対策を強化するための健康増進法改正案や東京都受動喫煙防止条例案が制定された場合に必要となる屋外喫煙所の実態把握と課題の検討を行った。その結果、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置としては、建物や人の動線から十分に距離（可能であれば 25 メートル）を離して設置すること、混み合う場所では高さ 3 メートルほどの壁で四方から囲い込んだ喫煙場所の設置を推進することが必要であると考えられた。また、すでに施行された「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の条項に関する科学的エビデンスを整理した。

A. 研究目的

2015 年 11 月 27 日の閣議決定「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（東京五輪大会）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が示された。2016 年 1 月 25 日、内閣官房副長官を議長とし、東京五輪大会に関係する省庁から課長、室長が参加する「受動喫煙防止対策強化検討チーム」が結成され、第 1 回会議が開催された。同年 10 月「厚生労働省としての考え（たたき台）」が示され、関係諸団体にヒアリングが行われた。2017 年 1 月に開始した国会に当時の厚生労働大臣（塩崎恭久氏）から「健

康増進法の一部を改正する法律案」の検討を行うことが示され、2017 年 3 月 1 日、「厚生労働省から受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」が発表されたが同年 6 月の閉会までに審議されなかった。その後、厚生労働大臣が交代（加藤勝信氏）し、平成 30(2018)年 3 月 9 日、厚生労働省より「健康増進法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、上程し 6 月までの国会で審議される予定である。

一方、東京都は 2020 年の東京五輪大会のホストシティとして受動喫煙防止を強化する独自の条例を検討し、平成 30(2018)年 4 月 1 日より「東京都

子どもを受動喫煙から守る条例」を施行し、さらに、飲食店等の民間企業を対象とした規制についても検討を進めている。

本研究の目的は、受動喫煙を防止するためには罰則のある条例・法規制が必要であることのエビデンスの集積を行うことである。

B．研究方法

研究1：厚生労働省のホームページに平成30(2018)年3月9日に公開された「健康増進法の一部を改正する法律案」について、受動喫煙防止対策の効果を過去の研究成果と照らし合わせその効果の検討をタバコの燃焼により発生する微小粒子状物質(PM2.5)濃度をデジタル粉じん計(TSI社製、AM510)を用いたリアルタイムモニタリングにより行う。

研究2：平成30(2018)年4月1日に施行された「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の効果について同様に検討を行う。

(倫理面への配慮)

本研究は、産業医科大学の倫理委員会の承認を得ている。

C．研究結果

研究1：資料1に平成30(2018)年3月9日に閣議決定された「健康増進法の一部を改正する法律案」を示す。

「望まない受動喫煙」をなくす、という表現について、メディア等では「望む、望まないにかかわらず受動喫煙の防止を目的とするべき」という報道がされているが、受動喫煙により大きな健康影響を受ける子どもや未成年者、および、気管支

喘息や化学物質過敏症の患者が利用する施設や屋外での対策の一層の徹底を求めている点は改正の大きなポイントである。

その具体的な対象施設として「学校・病院・児童福祉施設等、行政機関」が列挙され、「敷地内禁煙」とすべきこと、ただし、「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる」とされ、法律案には「特定屋外喫煙場所」と定義されている。

本研究では、改正健康増進法が施行された場合に必要となる屋外の喫煙コーナーの事例を検討し、今後の「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置」について検討を行った。

屋外の喫煙コーナーからの距離の検討：

路上喫煙禁止地区に設置された灰皿から風下に拡散する受動喫煙についてタバコの燃焼により発生する微小粒子状物質(PM2.5)濃度のリアルタイムモニタリングを行ったところ、25メートル離れていてもPM2.5の濃度の上昇が認められた(資料2)。

屋外の喫煙コーナーに壁を設置した事例：

東京都、渋谷駅八チ公口に設置された喫煙コーナーは、2方向に平行した壁が設けられていた。しかし、開放された方向に風が吹くとその風下で受動喫煙が発生するのはこの事例と同様であった(資料3)。

喫煙コーナーを四方向とも壁で囲った事例：

東京都、新宿駅東口に設置された喫煙コーナーは、四方向から壁で囲っているが、以下の3つの理由で風下側に受動喫煙が発生していた(資料4)。

- ・壁の高さが不十分であること
- ・壁の下に空間があること
- ・出入口が開放状態であること

屋外喫煙コーナーを十分な高さの壁で四方から囲った事例：

1) 東京都、池袋駅東口の喫煙コーナー

高さ2.85メートルの壁で四方から囲われており、良好な対策であった（資料5-1）。ただし、平面図に示すように出入口が舗道に開放されており、出入口の周囲では受動喫煙が発生していた。今後、壁の効果をPM2.5の濃度の測定による検証が必要であると考えられた。

2) 横浜市、桜木町駅の喫煙コーナー

高さ3メートルの壁で四方から囲われ、出入口はクランクとする工夫がされており、良好な対策であった（資料5-2）。出入口を1つとし、クランクを二重にすることで効果の高い「特定屋外喫煙場所」として、壁と出入口の形状の効果をPM2.5の濃度の測定により検証する必要があると考えられた。

研究2：「東京都子どもを受動喫煙から守る条例（子どもを守る都条例）」で期待される効果

平成29(2017)年10月、以下の条例が都議会で成立した（平成30(2018)年4月1日施行）。本研究では、下線部分が条例の対象として必要であることについての検証を行った。それぞれの条文に定められた場所で喫煙を避けるべきことの根拠を資料2、資料6～10に示す。

たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の生命及び健康にも悪影響を及ぼすことが明

らかとなっており、これまで以上に都民の関心を高め、理解を深め、社会全体の共通認識を広げていく必要がある。

とりわけ子どもについては、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であり、保護の必要性が高い。

また、子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。

このような認識の下、都において子どもの受動喫煙からの保護を一層図るべく、この条例を制定する。

第一条 目的

この条例は、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の都民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

第二条 用語の定義（下線は筆者）

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ又は同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用に供されるものをいう。

二 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう（資料6）。

三 受動喫煙 他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙（肉眼で見える煙に限らず、残留するたばこの臭気その他の排出物を含む。）にさらされることをいう（資料7）。

四～九は省略

2 喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めなけれ

ばならない(資料8)。

第七条 家庭等の外における受動喫煙防止

保護者は、家庭等の外においても、受動喫煙を防止する措置が講じられていない施設又は喫煙専用室その他の喫煙の用に供する場所に、子どもを立ち入らせないように努めなければならない(資料9)。

第八条 自動車内における喫煙制限

喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努めなければならない(資料10)。

第九条 公園等における受動喫煙防止

喫煙をしようとする者は、公園、児童遊園又は広場等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない(資料2)。

第十条 学校等周辺の受動喫煙防止

喫煙をしようとする者は、学校、児童福祉施設その他これらに準ずるものの周辺の路上において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない(資料2)。

第十一条 小児医療施設周辺の受動喫煙防止

喫煙をしようとする者は、小児科又は小児歯科の病院又は診療所その他これらに準ずるものの敷地の外周から七メートル以内の路上において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない(資料2)。

D. 考察

平成15(2003)年、健康増進法が施行され、郵便局や銀行の窓口や官公庁、公共交通機関等の受動喫煙は大幅に改善された。しかし、飲食店等のサービス産業の対策は大幅に遅れている。

飲食店等を含めた全面禁煙化は、2005年の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発

効した時から全世界で検討されてきたことである。すでに2016年までに55か国、米国でも2018年時点で27州の飲食店等を含めた屋内の完全禁煙が実施されている。

特に、2010年の世界保健機関(WHO)と国際オリンピック協会(IOC)の合意文書「たばこのないオリンピック」によってその動きは加速し、近年の五輪大会は罰則のある喫煙規制法がある国・都市で開催されることが慣例となっている。わが国でも、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を間近に控え、健康増進法の一部を改正する法律案、および、東京都の子どもを守る条例の施行、飲食店等を対象とした受動喫煙防止条例案が具体的に検討され、世論の関心が高まってきた。

喫煙専用室からのタバコ煙の漏れ、および、飲食店等では利用者だけではなくそこを職場として働く従業員の受動喫煙を防止するために屋内の全面禁煙化が必要であることを述べてきた。今年度は、屋内の受動喫煙対策が強化され、屋外に喫煙場所を設けなければならないことを想定し、健康増進法の改正案に盛り込まれた「特定屋外喫煙場所」のあり方について過去の研究成果の整理、および、今後の対策案の検討を行った。

屋内の受動喫煙対策を推進すると同時に、建物や人の動線から十分に距離を離れた喫煙場所をつくること、また、東京都23区のように混み合う場所では高さ3メートルほどの壁で四方から囲い込んだ喫煙場所の設置を推進することが必要であると考えられた。

特に、子どもや未成年者、受動喫煙により大きな影響を受ける患者等も使用せねばならない場所では、受動喫煙だけでなく三次喫煙の対策も必要

であることが考えられた。

E . 結論

平成 30(2018)年 3 月時点で検討が行われている健康増進法の一部を改正する法律案、および、東京都で具体的に検討が行われている飲食店等を対象とした条例案により、屋内だけでなく、屋外においても受動喫煙を防止せねばならないことが認められた。

F . 研究発表

1 . 論文発表 (本研究に関連するもの)

- 1) 大和 浩. 加熱式タバコ禁止・制限の科学的根拠は?. 日本医事新報. 4859, 59-61, 2017.
- 2) 大和 浩, 姜 英. 禁煙における最近の問題点. Mebio. 34(9), 11-16, 2017.
- 3) 大和 浩. 新型タバコとは? ~その種類、仕組み、特徴、有害性~における最近の問題点. 日本栄養士会雑誌. 60(10), 7-9, 2017.
- 4) 大和 浩, 姜 英. 受動喫煙とサードハンドスモーク. 治療. 99(11), 1453-1456, 2017.
- 5) 大和 浩. 受動喫煙ゼロ = 吸いづらい環境 喫煙率低下 職域における喫煙対策の現状と展望. 産業保健と看護. 10(2), 50-53, 2018.

2 . 学会発表

- 1) 姜 英, 道下竜馬, 大和浩. 飲食店の全席禁煙化と分煙化による営業収入の変化. 121 自治体の職場禁煙化とタバコ値上げによる男性職員の喫煙率減少の評価. 第 90 回日本産業衛生学会. 2017 年 5 月, 東京.
- 2) 新海知恵, 守田祐作, 豊田桃子, 大石充宏, 姜英, 道下竜馬, 大和浩. 某社における新型タバコ

製品の実態調査(1) 電子タバコの認知率と使用経験率. 第 90 回日本産業衛生学会. 2017 年 5 月, 東京.

- 3) 豊田桃子, 守田祐作, 新海知恵, 大石充宏, 姜英, 道下竜馬, 大和 浩. 某社における新型タバコ製品の実態調査(2) 電子タバコの危険性の認識. 2017 年 5 月, 東京.
- 4) Jiang Y, Kakiuchi N, Michishita R, H.Yamato. Outbreak of heat-not-burn tobacco products and survey of its use among workers in Japan. 第 27 回 日韓中産業保健学会会議. 2017 年 5 月, 札幌.
- 5) Jiang Y. The awareness, usage and regulation of heat-not-burn tobacco products in Japan. The48th Union World Conference on Lung Health. October 2017, Guadalajara, Mexico.
- 6) 姜 英, 垣内紀亮, 道下竜馬, 大和浩. 勤労世代における非燃焼・加熱式タバコの認識と使用状況の実態調査. 第 11 回日本禁煙学会学術総会. 2017 年 11 月, 京都.
- 7) 大和 浩, 姜 英, 道下竜馬. 職場の喫煙対策をさらに進めるために必要な知識と情報. 第 11 回日本禁煙学会学術総会. 2017 年 11 月, 京都.
- 8) 大和 浩, 姜 英. 加熱式タバコを室内で使用してはならない根拠. 第 27 回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2018 年 2 月, 横浜.
- 9) 姜 英, 垣内紀亮, 道下竜馬, 大和浩. 男性労働者における非燃焼・加熱式タバコ IQOS (アイコス) の使用者の実態. 第 27 回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2018 年 2 月, 横浜.

G . 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった

資料1. 健康増進法の一部を改正する法律案 概要(平成30年3月9日閣議決定)

健康増進法の一部を改正する法律案 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

1

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加敷式たばこ ※2】
原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 でのみ喫煙可)			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたパーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

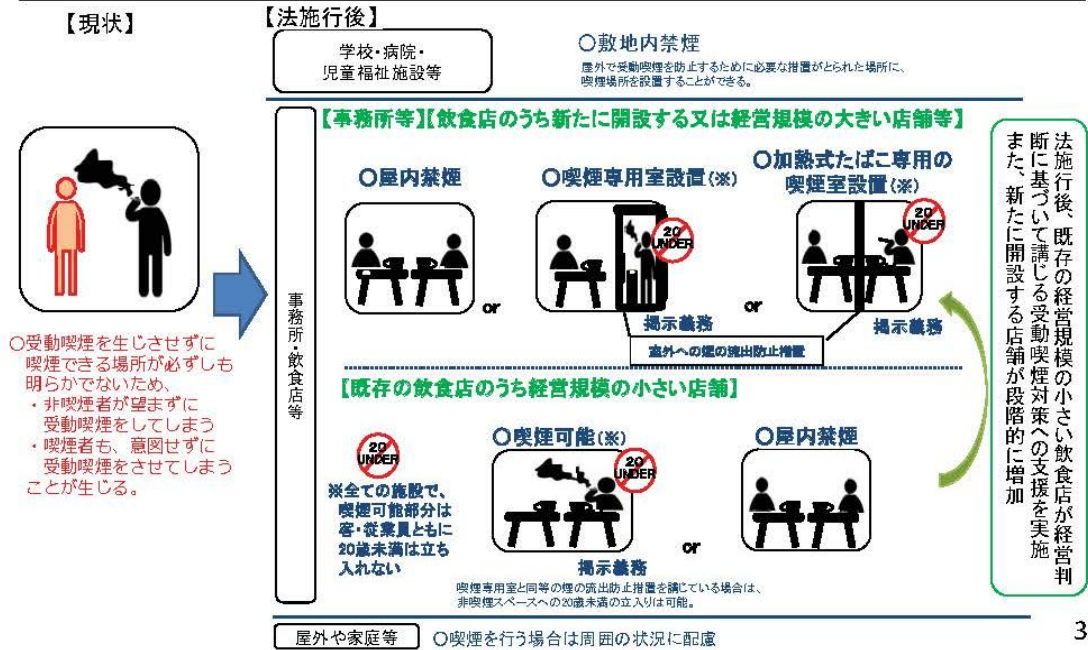
施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

2

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、受動喫煙対策法案の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。



3

国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

- 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

4

既存特定飲食提供施設の見方及び範囲について

<考え方>

- 既存の飲食店(※)のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象が否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、「**経営規模**」については、「**売上げ**」ではなく、「**資本金**」及び「**面積**」で判断する。

- **資本金**については、中小企業基本法における中小企業(飲食店)の定義などを踏まえ、「**資本金5,000万円以下**」を要件とする。

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

- また、「**資本金5,000万円以下**」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「**客席面積100㎡以下**」を要件とする。

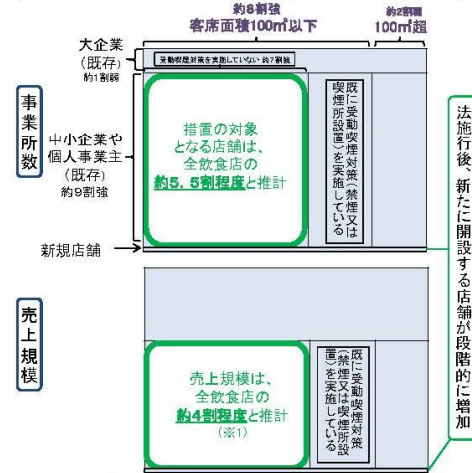
- また、「**既存の飲食店**」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「**既存の飲食店**」に該当するかどうかは、①**事業の継続性**、②**経営主体の同一性**、③**店舗の同一性等**を踏まえて総合的に判断する。

<範囲>

- **既存特定飲食提供施設(中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの)**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計(※1)。

- なお、飲食店のうち、新たに outlets した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強(※2)。

経過措置の対象となりうる飲食店(※3)の割合(推計)



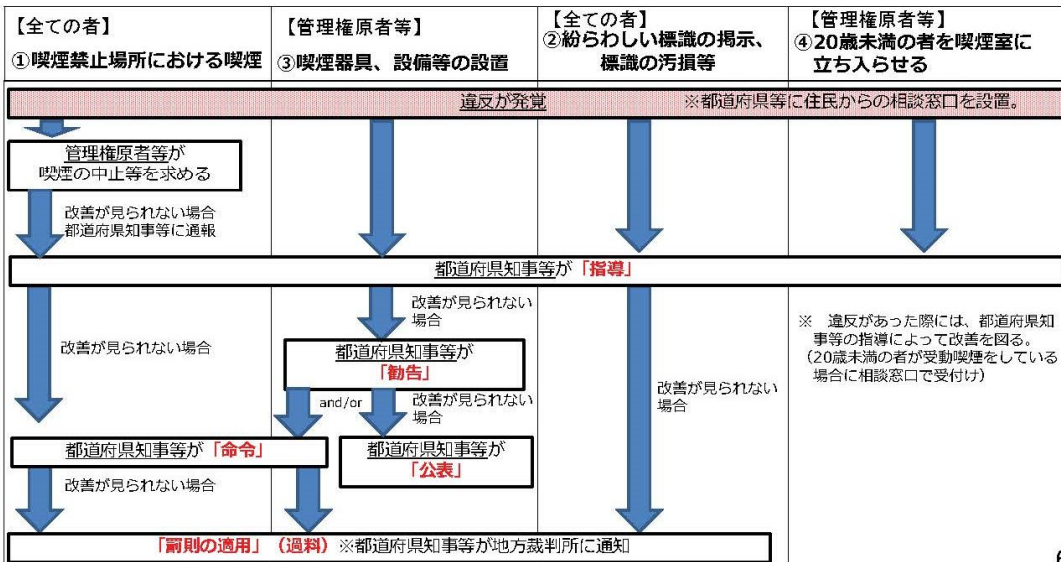
※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実施調査報告書(東京都)・平成27年度健康資産・環境整備状況調査(愛知県)・平成25年度受動喫煙防止対策実施調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23~26年度生活衛生関係営業従事者調査の回答結果をもとに仮定において推計。
 ※2) 平成18年事業所・企業統計調査~平成20年経済センサス基礎調査。
 ※3) 経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

5

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則(過料)を適用する。

<義務違反時の対応>



6

従業員に対する受動喫煙対策について

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

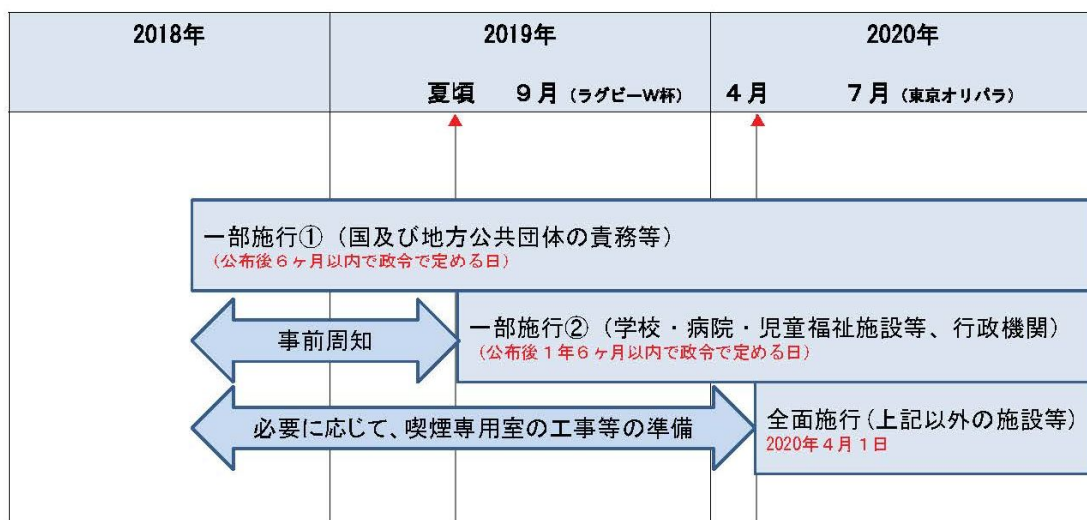
（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員にならうとする者等の保護のための措置

7

施行スケジュールについて

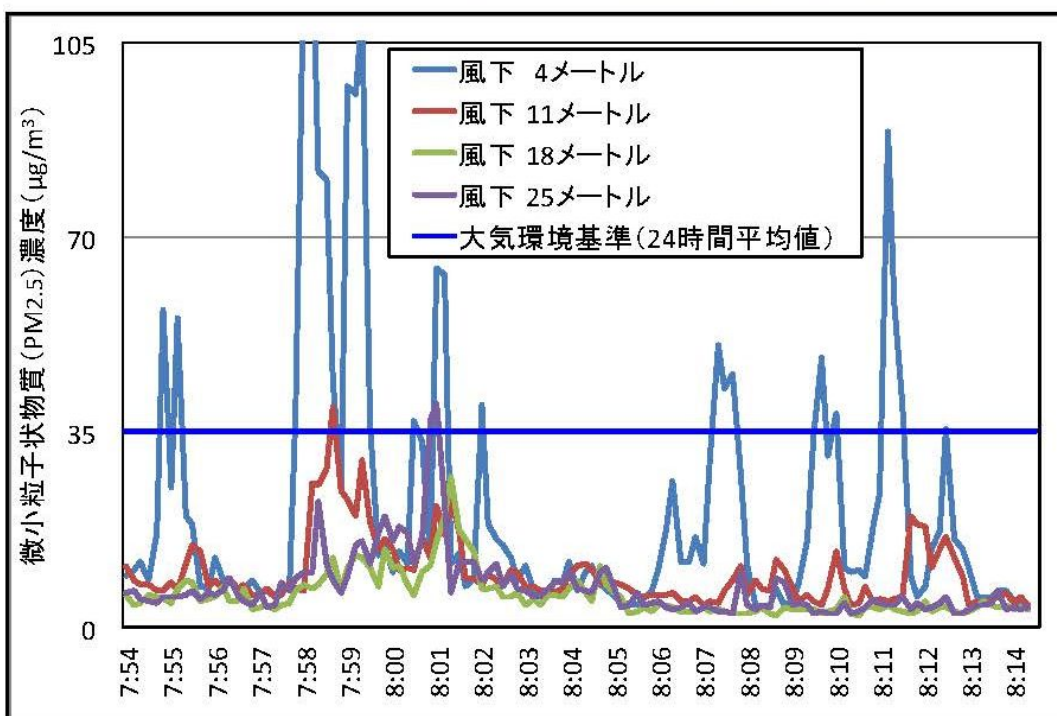
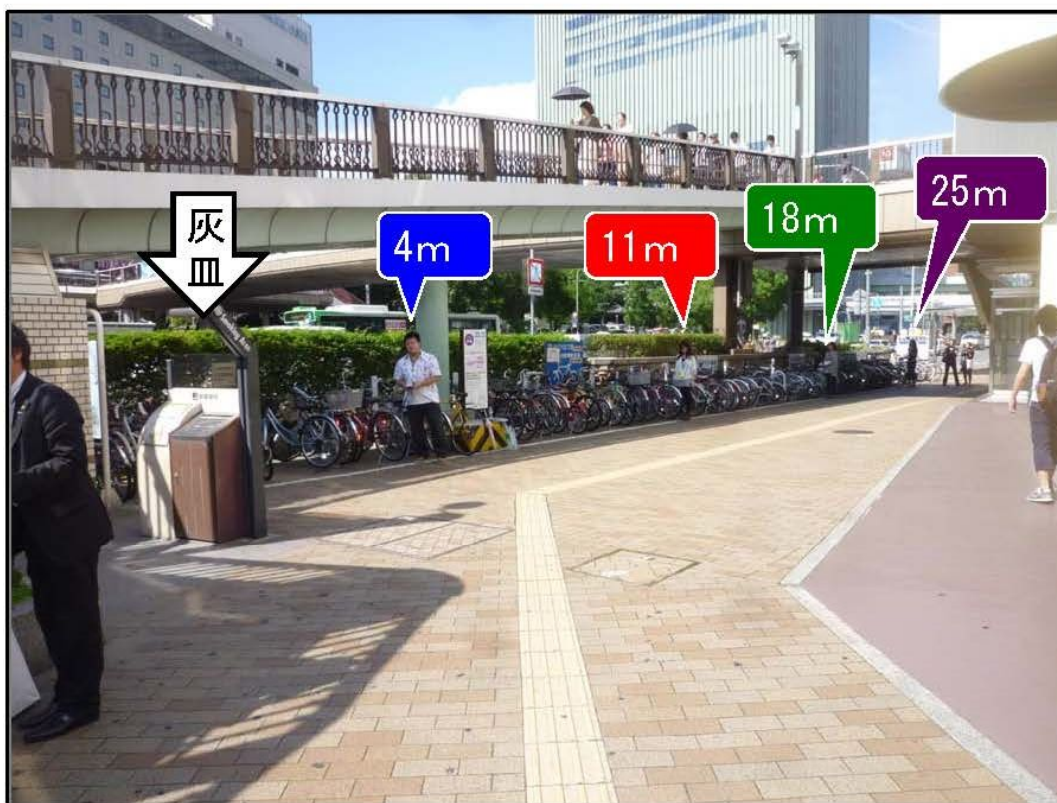
- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

8

資料2. 対策のない屋外喫煙コーナー



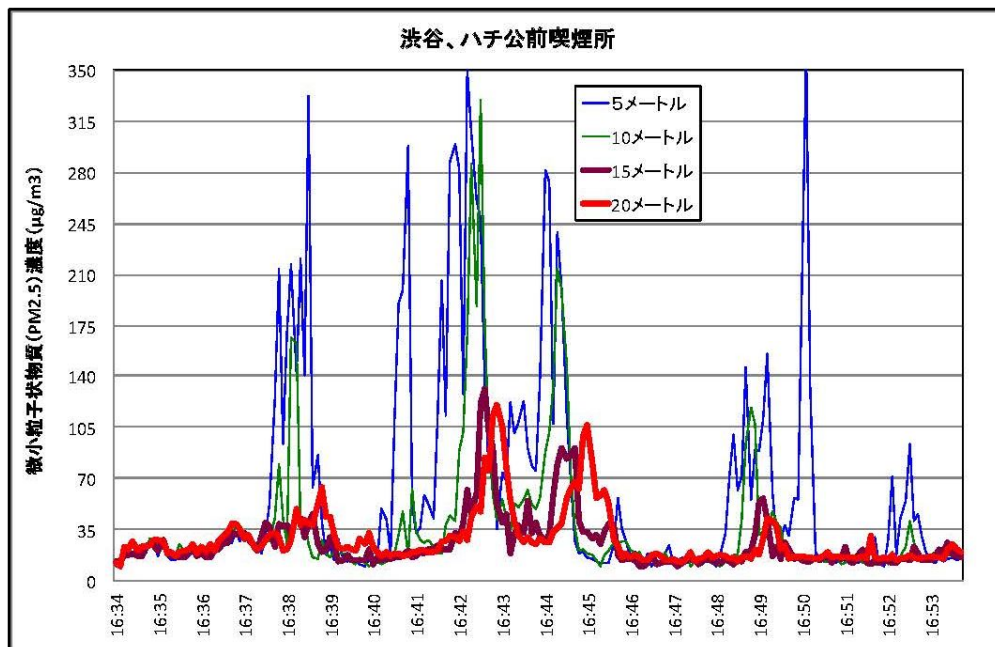
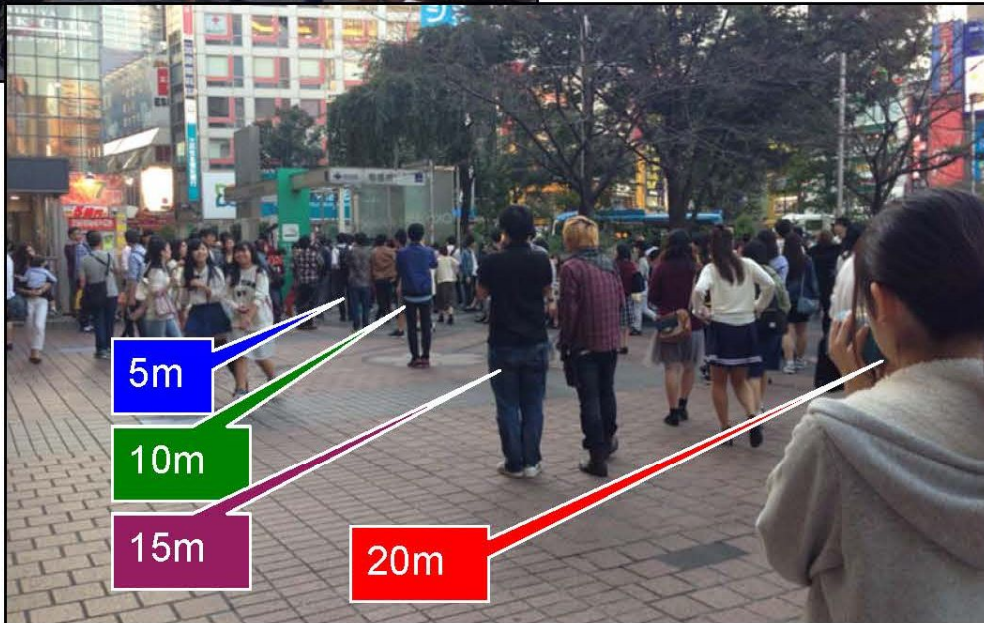
対策のない喫煙コーナーでは、風下25メートルでも受動喫煙が発生しており、壁で囲い混む対策が必要であると考えられた。

Designated Smoking Areas in Streets Where Outdoor Smoking is Banned.
 H Yamato, N Mori, R Horie, L Garcon, M Taniguchi, F Armada.
 Kobe J Med Sci. 59(3), E93-E105, 2013

資料3. 二方向に壁がある屋外喫煙コーナー(渋谷駅ハチ公口)

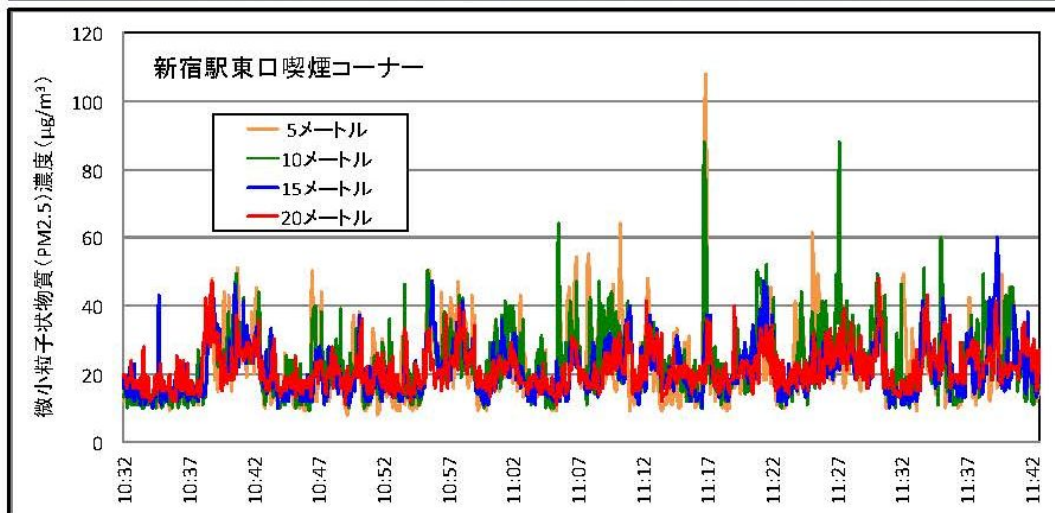
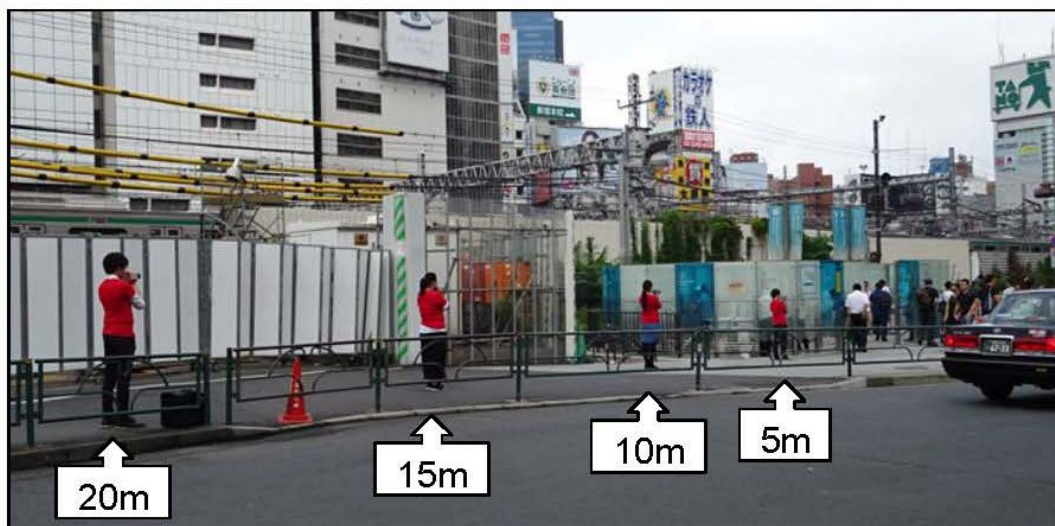


2015年当時の状況



二方向壁と平行して風が吹いている場合、風下20メートルでも受動喫煙が発生し、PM2.5として1立方メートル当たり100 μ gを超える濃度に達することが認められた。

資料4. 四方向に壁がある屋外喫煙コーナー



- ・壁の高さが不十分
- ・壁の下に空間がある
- ・出入口が開放状態であるため、
風下20メートルでも受動喫煙が発生し、PM2.5として1立方メートル当たり100 μ gを超える濃度に達することが認められた。

資料5-1. 四方向に十分な高さの壁がある喫煙コーナー：池袋駅東口

1) 東京都、池袋駅東口の喫煙コーナー



出入口

出入口

高さ2.85メートルの壁で四方から囲われており、壁の外での受動喫煙は低減されているが、出入口周囲では受動喫煙が発生していた。

下の図のように出入口を減らし、クランクにすることで、受動喫煙を防止できることが考えられた。



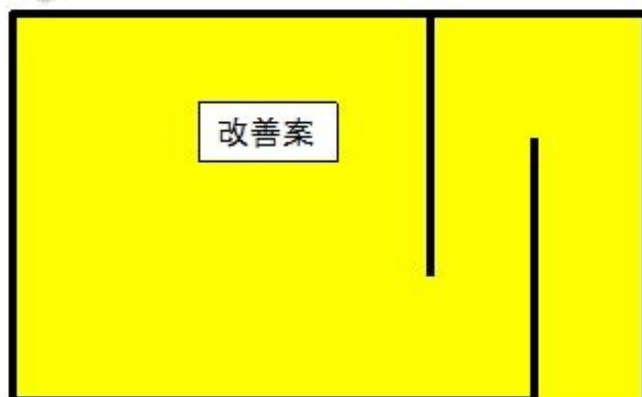
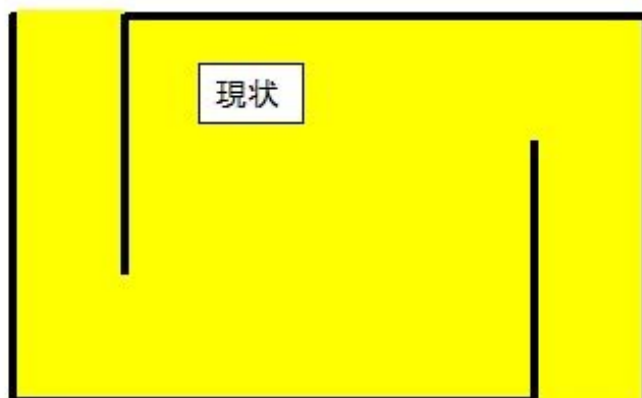
改善案

受動喫煙を防止するための壁の高さの検証に適した事例と考えられた。

出入口

資料5-2. 四方向に十分な高さの壁がある喫煙コーナー：桜木町

2) 横浜市、桜木町駅の喫煙コーナー



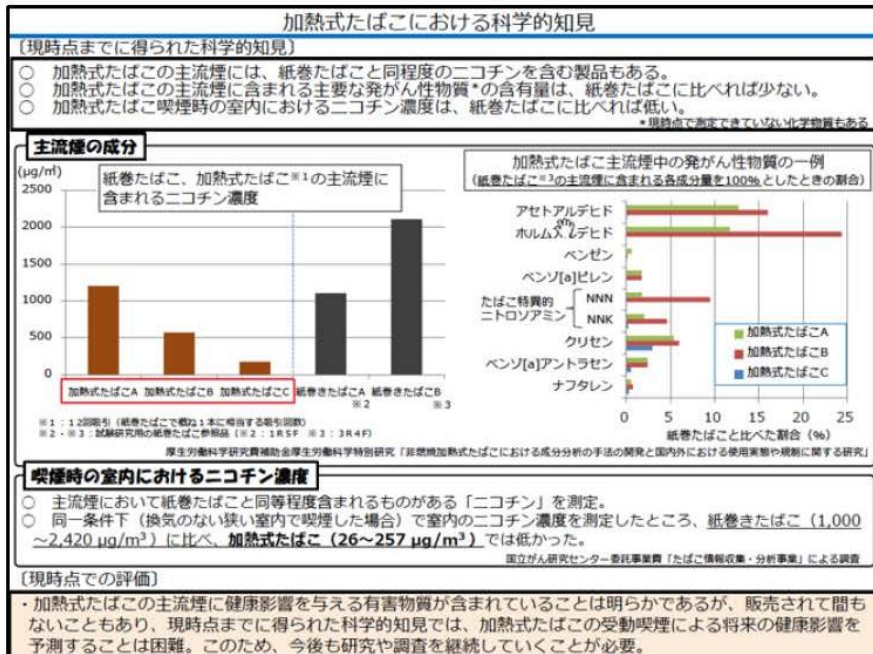
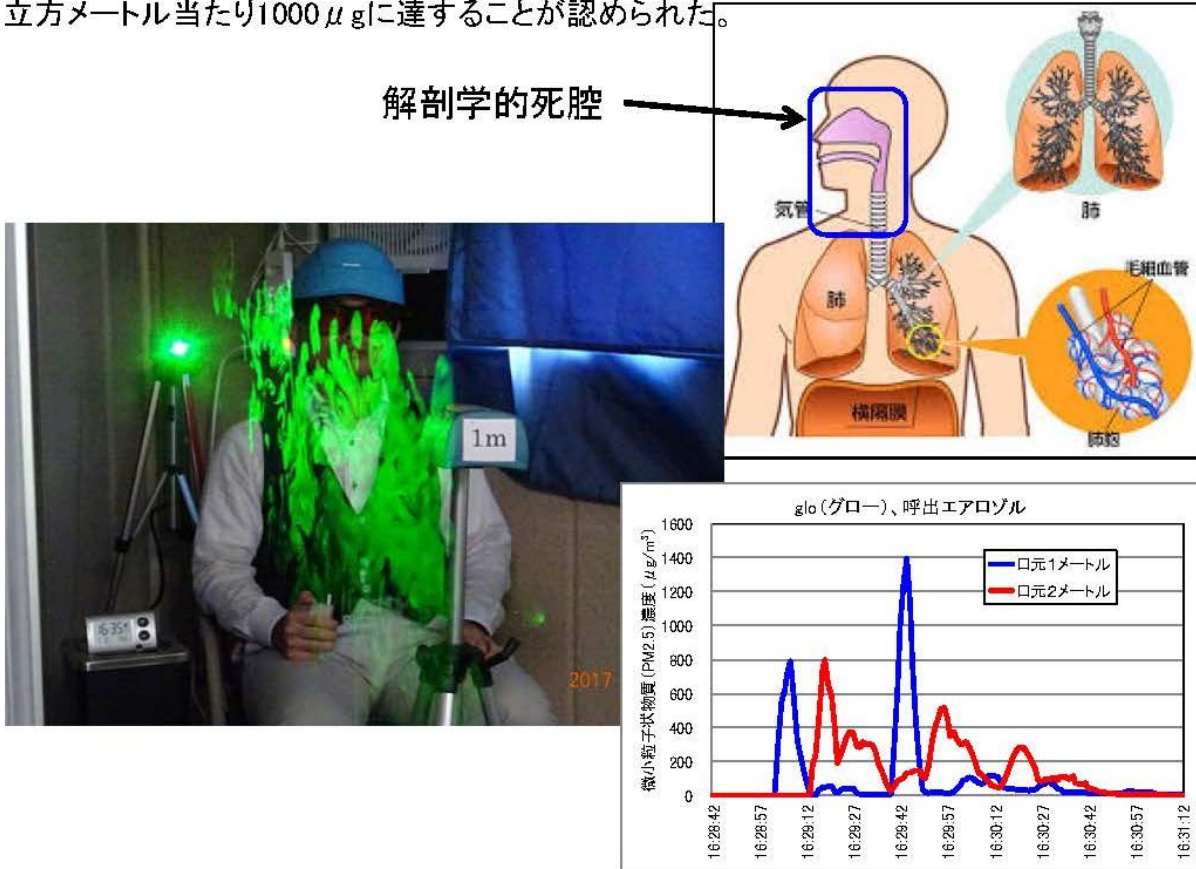
高さ3メートルの壁で四方から囲われており、壁の外での受動喫煙は低減されている。

下の図のように出入口を減らし、クランクを二重にすることで、さらに有効な「特定屋外喫煙場所」の事例となることが考えられた。

今後、これらの事例についてPM2.5の測定による効果の検証が必要である。

資料6. 加熱式タバコによる二次曝露(受動喫煙に相当)

ヒトの呼吸器には、約150mlの解剖学的死腔(口腔～気管・気管支～細気管支)が存在する。加熱式タバコを使用した場合、解剖学的死腔までしか吸引されなかった有害物質は次の呼気に呼出される。1回の呼吸量は約500mlであり、本人が吸引するエアロゾルの3分の1弱が次の呼気で呼出されると考えられる。使用者の背後から平面レーザー光線を照射し、その様子を撮影、また、1メートルと2メートル離れた場所でのPM2.5の濃度を測定したところ、1立方メートル当たり1000 μ gに達することが認められた。



厚生労働省、
平成30(2018)年1月30日

加熱式タバコを使用した際に呼出されるエアロゾルには、発がん性物質が含まれていることから、子どもがいる場所での使用は制限されるべきである。

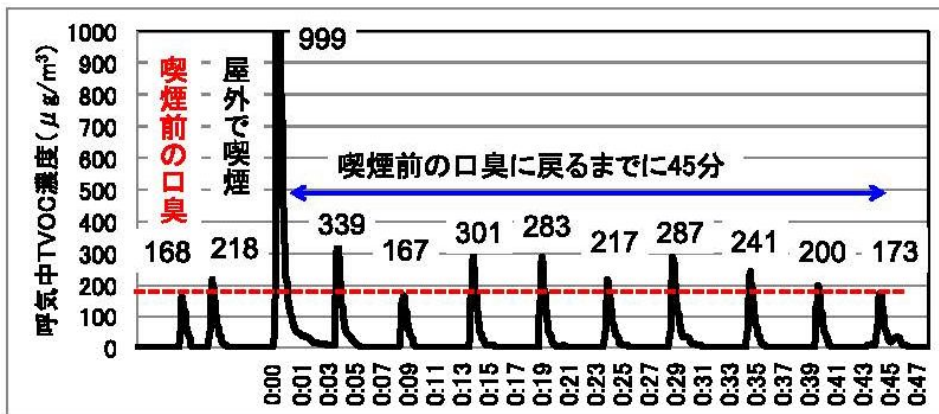
資料7. 残留タバコ成分(三次喫煙)

タバコの燃焼によって発生した微小粒子状物質(PM2.5)は壁やカーペットに付着し、そこからホルムアルデヒドなどの有害物質が揮発する現象は科学論文では三次喫煙(third-hand smoke)と定義されている。厚生労働省は、健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発1029第5号、平成24年10月29日)において、残留タバコ成分として啓発することを述べている。



喫煙する前の口臭に含まれる総揮発性有機化合物(Total Volatile Organic Compounds: TVOC)を測定後、屋外で1本の紙巻きタバコを喫煙し、その後の呼気に含まれるTVOCを5分おきに測定したところ、喫煙前の状態に戻るまで45分を要した。

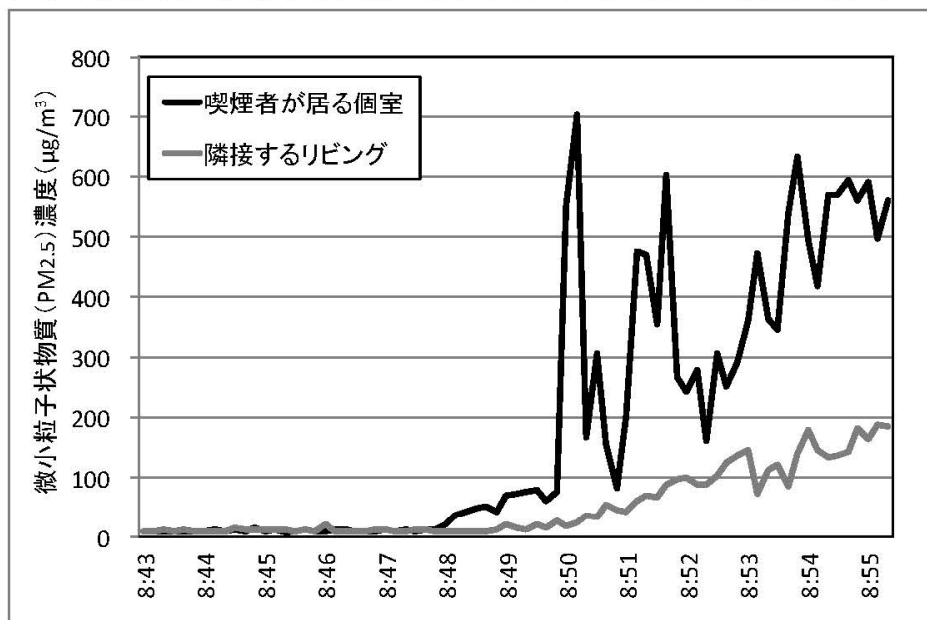
この結果は、平成29(2017)年10月より北陸先端技術大学大学院が敷地内禁煙を導入した際に、喫煙後45分間は敷地内に立ち入らない、また、大学行きのバスに乗車する45分前に喫煙してはならない、というルールに採用された。また、奈良県生駒市では平成30(2018)年4月1日より、職員は喫煙後45分間エレベーターを使用してはならない、というルールにも採用されることが決定された。



平成30(2018)年4月1日に施行された東京都子どもを守る条例でも「たばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙(肉眼で見える煙に限らず、残留するたばこの臭気その他の排出物を含む。)にさらされることをいう」にも反映された。

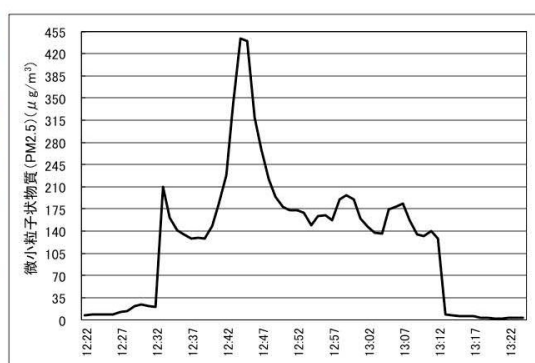
資料8. 家庭内の受動喫煙の防止について

家庭内で喫煙した場合、同室に子どもがいる場合はPM2.5として1立方メートル当たり500 μg を超える曝露を受ける。仮に、保護者が別の部屋で喫煙したとしても、ドアの隙間から隣の部屋にタバコ煙が拡散することで1立方メートル当たり100 μg 超の曝露となる。子どもを受動喫煙から守るためには屋内での喫煙を避けるしかない。



資料9. 家庭外の受動喫煙の防止について

家庭外での受動喫煙は主にレストランでの曝露が想定されている。下の写真はファミリーレストランの喫煙席に子どもを同伴してる家族の状況とその時の受動喫煙の曝露濃度である。PM2.5として1立方メートル当たり150~400 μg を超える曝露を受けることが認められた。子どもを受動喫煙から守るためには喫煙席への同伴は避けるべきである。

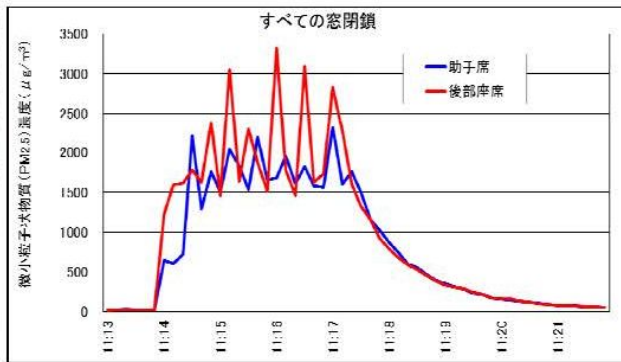


資料10: 自家用車内で喫煙した場合の同乗者の受動喫煙

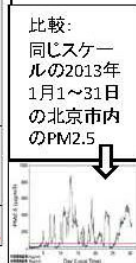
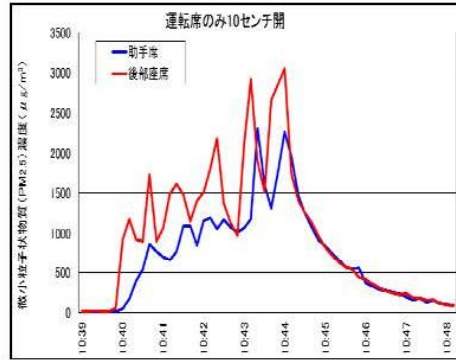
普通乗用車を用い、運転席で保護者が喫煙している状況で助手席、後部席で子どもが曝露される受動喫煙の曝露濃度を評価した。なお、エアコンは換気モードに設定した。窓を全開にしてもPM2.5として1立方メートル当たり500 μg を超えるのうどになることから、子どもを受動喫煙から守るためには自家用車内での喫煙を避けるべきである。この結果を基にファクトシートの作成を行う予定である。



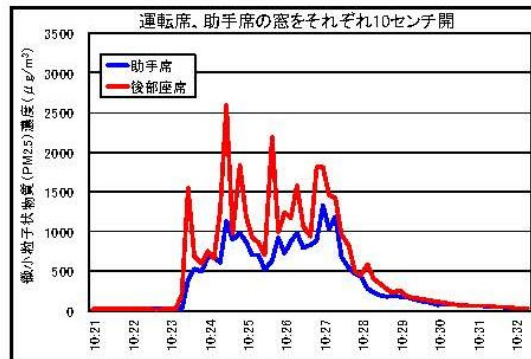
①すべての窓を閉鎖



②運転席の窓を10cm開



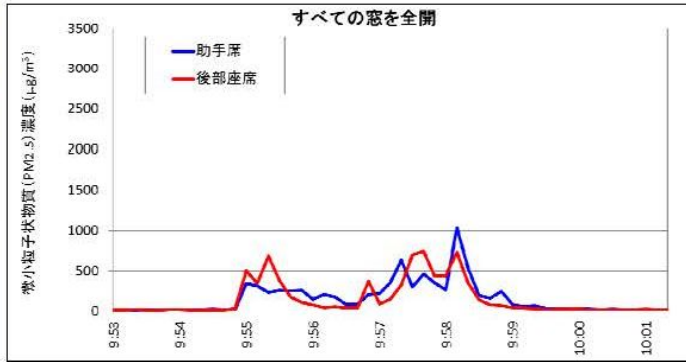
③運転席の窓10cm開+助手席側の窓10cm開



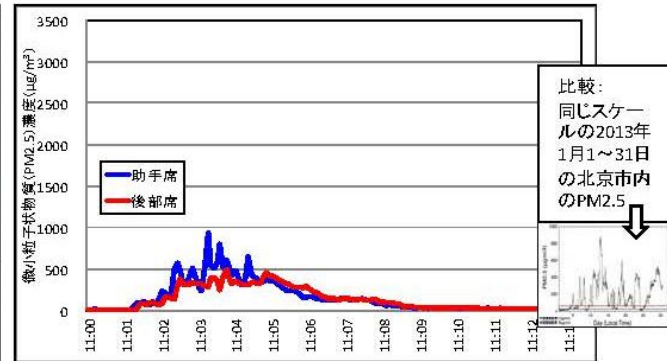
④運転席の窓10cm開+後部席左側の窓を10cm開



⑤すべての窓を全開



⑥運転席の窓を全開とし、タバコを持った手を窓の外に出す



⑦運転席の窓を全開とし、タバコを盛った手を外に出し、外に向かって煙を吐き出す

